

○金融庁告示第二十四号

仮想通貨交換業者に関する内閣府令（平成二十九年内閣府令第七号）第二十三条第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する規則を次のように指定し、公布の日の翌日から適用する。

平成二十九年七月二十日

金融庁長官 森 信親

仮想通貨交換業者に関する内閣府令第二十三条第一項に規定する金融庁長官の指定する規則は、日本公認会計士協会「仮想通貨交換業者における利用者財産の分別管理に係る合意された手続業務に関する実務指針（業種別委員会実務指針第五十五号）」とする。